

第八十四回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第三号

昭和五十三年五月三十一日(水曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 小泉純一郎君

理事 新村 勝雄君

理事 二見 伸明君

理事 大西 正男君

理事 渡海元三郎君

理事 佐藤 観樹君

理事 山口 鶴男君

理事 渡辺 武三君

理事 小林 正巳君

出席政府委員

自治省行政局選

挙部長

佐藤 順三君

委員の異動

二月二十一日

辞任

川崎 秀二君

三月二日

辞任

山田 芳治君

同月二十九日

辞任

丹羽喬四郎君

五月三十一日

辞任

西田 八郎君

同日

辞任

渡辺 武三君

同日

理事 山田芳治君

三月二日

委員の異動

第二類第二号

補欠として新村勝雄君が理事に当選した。

五月十一日

衆議院議員の定数は正に関する請願(安藤巖君

紹介)(第四八四二号)

同(大柴滋夫君紹介)(第四八四三号)

同(河村勝君紹介)(第四八四四号)

同(草野威君紹介)(第四八四五号)

同月十一日

衆議院議員の定数は正に関する請願(加藤万吉

君紹介)(第五四〇二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

公職選挙法の一部を改正する法律案起草の件

公職選挙法改正に関する件

○久野委員長 これより会議を開きます。

理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となつ

ております。この補欠選任を行いたいと存じます

が、これは、先例によりまして、委員長において

指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○久野委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決定いたしました。

それでは、新村勝雄君を理事に指名いたしま

す。

○久野委員長 公職選挙法改正に関する件につい

て調査を進めます。

公職選挙法の一部を改正する法律案起草の件に

ついて議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間におきま

して御協議を願つていたのでありますが、先刻の

理事会におきまして協議が整い、お手元に配付い

たしておりますとおり起草案を作成した次第であ

て調査を進めます。

公職選挙法の一部を改正する法律案起草の件に

ついて議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間におきま

して御協議を願つていたのでありますが、先刻の

理事会におきまして協議が整い、お手元に配付い

たしておりますとおり起草案を作成した次第であ

ります。

本起草案の趣旨及び内容につきまして、委員長

から御説明申し上げます。

選挙に関する候補者の氏名を連呼して投票を勧誘

する行為は、選挙民に対し直接に投票を勧誘する

ものであつて、その行為に従事した者は選挙運動

員と認定し、これに報酬を支給することは現在認

められておりません。

本案は、選挙の実情にかんがみまして、「専ら選

挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動の

ために使用する者」についても一定額の報酬を支

給することができるように改正しようとするもの

であります。

なお、ここで「専ら選挙運動用自動車又は船舶

の上における選挙運動のために使用する者」と

は、選挙運動用自動車等の上において連呼行為等

の選挙運動を行うことを本務として雇用された者

をいうものであります。

したがって、このような者が一時的に停止した

自動車等の周囲において演説を行うことがあつて

も、車上の選挙運動を本務としていないと認められ

る場合は報酬を支給することができません。

しかし、本来の選挙運動員が一時的に車上の選

挙運動に従事した場合に報酬を支給することは

できません。

本法律は、公布の日から起算して一月を超えな

い範囲内で政令で定める日から施行しようとする

ものであります。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

公職選挙法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○久野委員長 本起草案につきまして別に発言も

ございませんので、直ちにお諮りいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案起草の件に

つきましては、お手元に配付の草案を委員会の成

案とし、これを本委員会提出の法律案といたした

いと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立総員。よつて、さよう決定い

たしました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ご

ざいせんか。

〔異議なしと認めます。〕

○久野委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決定いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十七分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を

次のように改正する。

第九十七条の二第二項中「事務員」の下に「及

び専ら第百四十一条(自動車、拡声機及び船舶の

使用)の規定により選挙運動のために使用される

自動車又は船舶の上における選挙運動のために使

用される者」を加へる。

この改正は、公布の日から起算して一月を超えな

い範囲内で政令で定める日から施行しようとする

ものであります。

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第三号

昭和五十三年五月三十一日

第二類第二号

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第三号

用する者」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の公職選挙法第九十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

選挙の実情にかんがみ、自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に対し報酬を支給することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。